

平成 24 年度
第 3 回 武蔵村山市緑化審議会資料

目 次

6	計画のフレームと目標設定	26
6-1	計画のフレーム	26
6-2	計画の目標設定	28
7	みどりの配置に関する方針	31
7-1	環境保全システムのみどりの配置方針	31
7-2	レクリエーションシステムのみどりの配置方針	32
7-3	防災システムのみどりの配置方針	33
7-4	景観構成システムのみどりの配置方針	34
7-5	総合的なみどりの配置方針	35
8	みどりの将来像の実現に向けた施策	39
8-1	施策の体系	39
8-2	施策の内容	41
	基本方針 1：郷土のみどりを大切にします	41
	基本方針 2：水のみどりのネットワークを充実します	45
	基本方針 3：まちなかのみどりを充実します	50
	基本方針 4：協働によるみどりのまちづくりを進めます	59
	基本方針 5：みどりのまちづくり推進のための人づくりをします	62

6 計画のフレームと目標設定

6-1 計画のフレーム

みどりの基本計画の基礎的条件となる計画対象区域、目標年次、将来人口の見通し、市街化区域の規模は以下のとおりです。

(1) 計画対象区域

計画対象区域については武蔵村山市全域とします。

(2) 計画目標年次

本計画の将来像である「豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆で作りだすみどりのまち むさしむらやま」の実現を目指していくためには、これからも多くの時間と労力が必要となります。そのため本計画の目標年次としては10年後の平成34年(2022年)、中間目標年次を平成29年(2017年)とします。

なお、計画内容については社会情勢の変化等によって、適切な見直しを行います。

表 計画目標年次

策定年次	中間年次	目標年次
平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	平成34年 (2022年)

(3) 都市計画区域内の人口の見通し

本市の将来人口は、第四次長期総合計画(平成23年2月策定)において平成32年(2020年)の人口を約78,000人と推計しています。

本計画の中間年次及び目標年次の人口は、長期総合計画における見通しを参考に次のように設定しました。

表 都市計画区域内人口の見通し

年次	現況 平成24年 (2012年)	中間年次 平成29年 (2017年)	目標年次 平成34年 (2022年)
都市計画区域内 (市全域)人口	約72,000人	約75,000人	約79,000人
都市計画区域 (市全域)規模	1,537.0ha	1,537.0ha	1,537.0ha
市街化区域 人口	約66,000人	約69,000人	約73,000人
市街化区域 規模	1,171.0ha	1,171.0ha	1,171.0ha
市街化区域 人口密度	5,636人/k㎡	5,892人/k㎡	6,234人/k㎡

6-2 計画の目標設定

(1) 都市全体の緑化目標

本市の緑被率は平成 23 年の調査では 44.5%でした。

本計画の目標年次である平成 34 年では、農地や樹林地を保全し、街路樹やまちなかのみどりを増やすことで、緑被率 45%を目標とします。

表 目標緑被率

年次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
緑被率	44.5%	44.7%	45.0%

(2) 都市公園等の緑地の整備目標

都市公園や緑地は市民の憩いやレクリエーションの提供、快適な生活環境の保全、多様な生物の生息空間の確保、災害時の防災拠点、地球温暖化の抑制、などの役割を持つ重要な都市施設です。特に街区公園、近隣公園、総合公園等の基幹公園は、日常の生活環境に密着した身近な公園となっています。

本計画では、平成 34 年までに都市計画決定されている未整備箇所の早期着手によって、基幹公園の市民一人当たりの面積を現在の 1.50 m²/人から 3.50 m²/人とします。

基幹公園である街区公園の配置については箇所数、整備面積の絶対量の不足が生じています。今後、街区公園の整備推進を図るとともに補完する児童遊園、民間遊び場等の拡充整備に努めます。

表 市民一人当たりの基幹公園整備目標

年次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
一人当たり面積	1.50 m ² /人	2.60 m ² /人	3.50 m ² /人
整備面積	10.81ha	19.12ha	27.44ha

なお、基幹公園以外の広域公園、都市計画緑地の整備については、東京都の公園整備事業に協力し、事業の推進を要請します。

(3) 制度上安定した緑地の確保目標

制度上安定した緑地は、平成 24 年現在、347.04ha（指定面積合計）です。自然公園、近郊緑地保全地区、保安林、河川区域など担保性の高い緑地もある一方で、生産緑地地区、条例による保全地域（保存樹林）等は、法的規制はあるものの所有者の事情によって減少する可能性があります。

制度上安定した緑地の確保目標は、できる限り保全する方針ですが、3%減の 336.63ha 以上の確保を目標とします。

表 制度上安定した緑地面積の確保目標

年次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
確保面積	347.04ha	341.84ha 以上	336.63ha 以上

(4) 社会通念上安定した緑地の確保目標

地域の象徴として大切にされてきた社寺林、学習や運動の空間であり地域活動の拠点である学校、緑地面積の大きい医療施設などが対象となる緑地で、平成 24 年現在 100.99ha です。

地域との結びつきが強いことから、確保目標は現状維持とします。

表 社会通念上安定した緑地面積の確保目標

年次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
確保面積	100.99ha	100.99ha	100.99ha

(5) その他の目標

本計画では、みどりの質の向上と協働によるみどりのまちづくりを進めるための目標を設定します。

表 その他の目標

年 次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
保存樹木の本数	112 本	115 本	120 本
街路樹の整備	約 15.3 km 約 1,660 本	約 15.5 km 約 1,740 本	約 16.0 km 約 1,820 本
※ビオトープの整備	1 箇所	3 箇所	5 箇所
ボランティアによる 公園管理	3 公園	6 公園	9 公園
ボランティア講座 回数	今後講座を開始	3 回/年	5 回/年
※グリーンヘルパー 人数	今後制度を開始	15 人	30 人

7 みどりの配置に関する方針

みどりの機能や役割について、環境保全、レクリエーション、防災、都市景観等の系統に整理し、その効果がよりよく発揮され、良好で快適な生活環境の確保と創出のため、緑地の配置方針は以下のとおりとします。

7-1 環境保全系統のみどりの配置方針

● 骨格となるみどり	狭山丘陵
● 日常生活に潤いを与えるみどり	海道緑地保全地域 市内を流れる河川 幹線道路の街路樹・緑地帯 農地
● 歴史的史的風土を伝えるみどり	社寺境内地・屋敷林 史跡

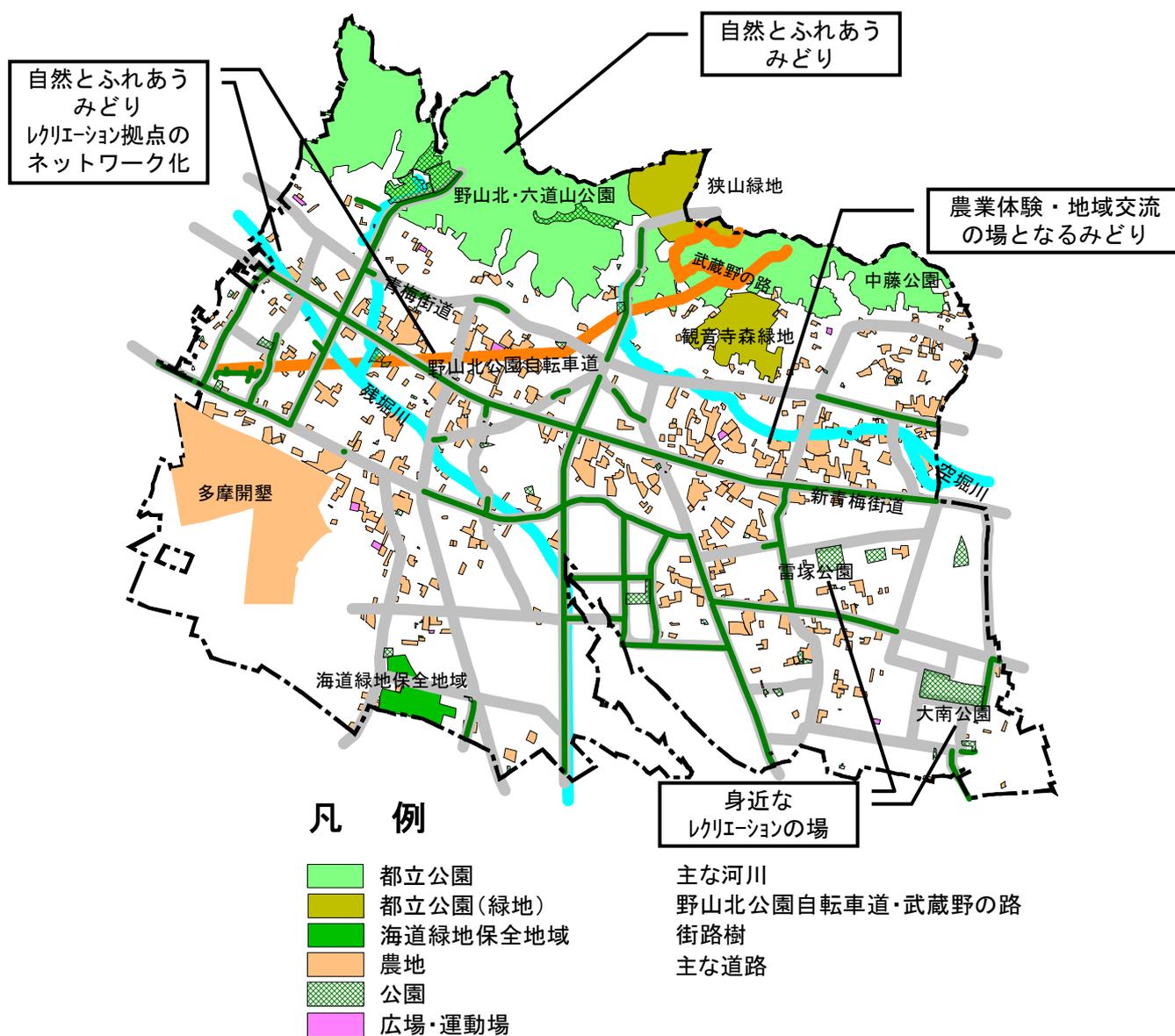


凡 例

 狭山丘陵	主な河川
 海道緑地保全地域	街路樹
 農地	主な道路
 社寺境内地・屋敷林	

7-2 レクリエーション系統のみどりの配置方針

● 自然とふれあうみどり	都立公園 海道緑地保全地域 残堀川・空堀川 野山北公園自転車道・*武蔵野の路
● 農業体験、地域交流の場となるみどり	農地
● 身近なレクリエーションの場	公園 広場・運動場
● レクリエーション拠点のネットワーク化	自転車道・散策路 街路樹路線



7-3 防災系統のみどりの配置方針

● 防災上の活用検討	都立公園
● 災害時の農地の活用検討	多摩開墾 一定規模以上の農地
● みどりによる防災性の向上	指定避難場所 避難路
● 雨水流出の抑制	公園



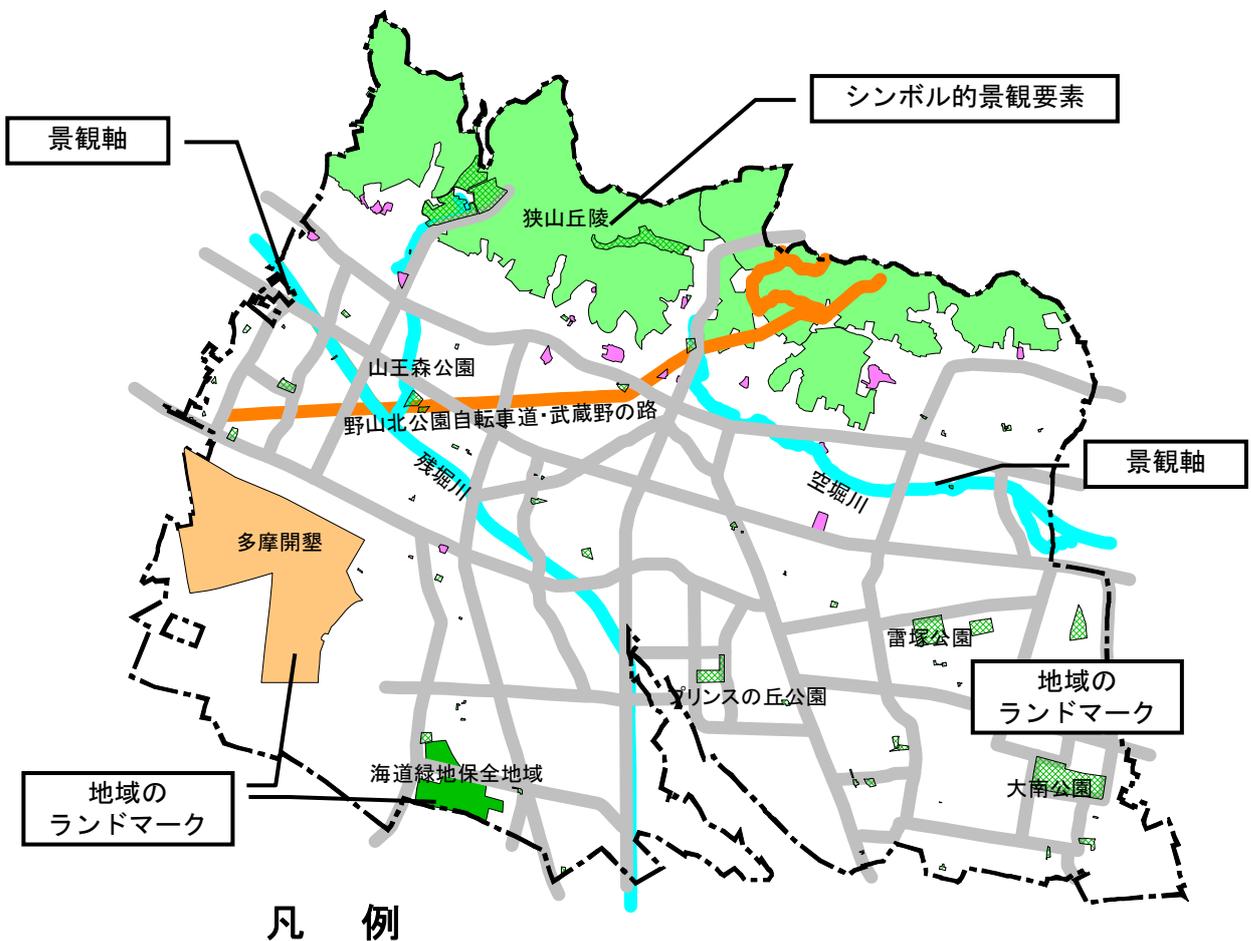
凡 例

- 狭山丘陵
- 1ha以上の農地
- 避難場所
- 公園

- 主な河川
- 野山北公園自転車道・武蔵野の路
- 主な道路

7-4 景観構成系統のみどりの配置方針

● シンボルの景観要素	狭山丘陵
● 地域のランドマーク	海道緑地保全地域 多摩開墾 社寺林・屋敷林 公園
● 景観軸	残堀川 空堀川



凡 例

 狭山丘陵	主な河川
 多摩開墾	野山北公園自転車道・武蔵野の路
 海道緑地保全地域	主な道路
 社寺林・屋敷林	
 公園	

7-5 総合的なみどりの配置方針

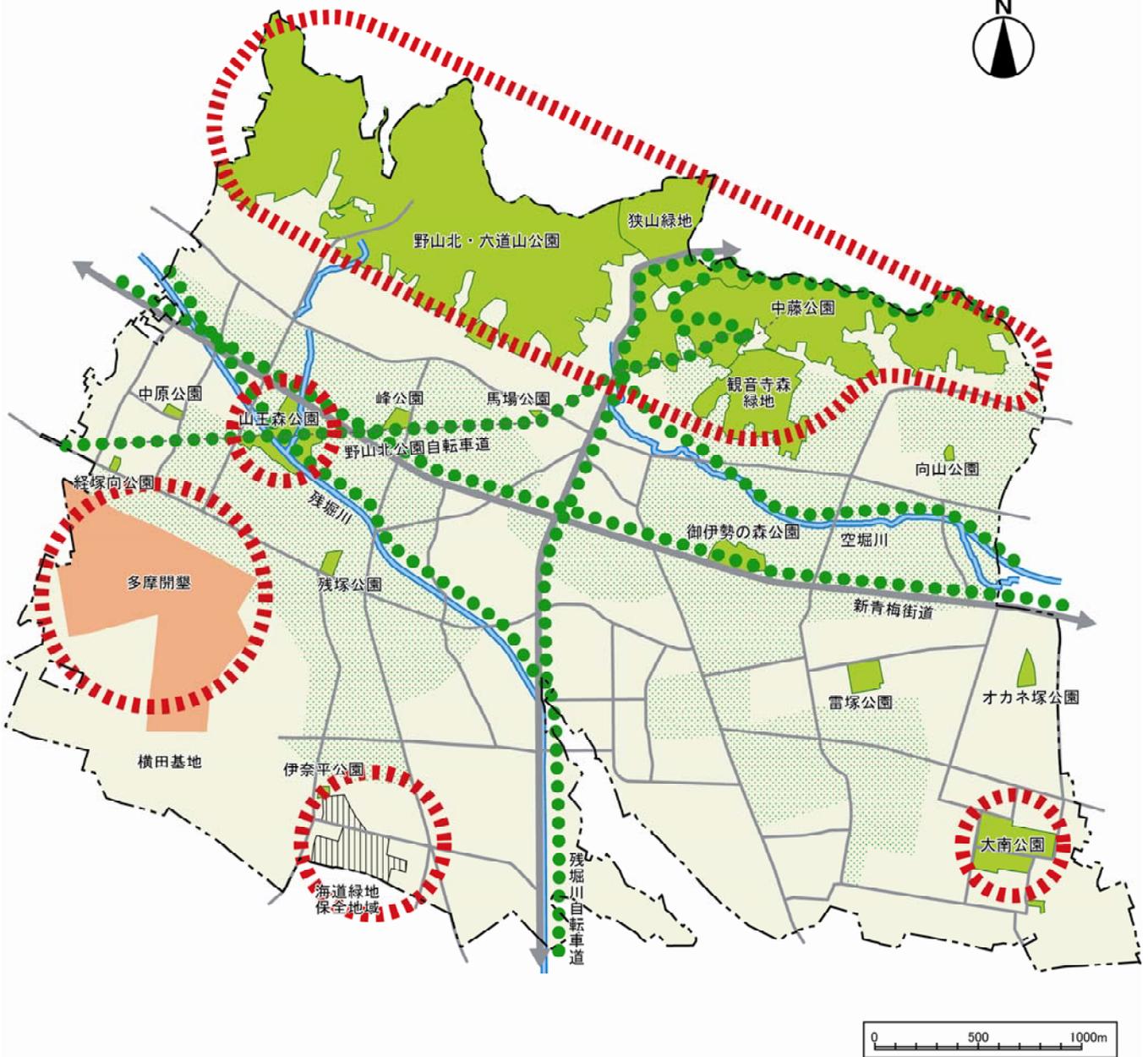
各系統別の配置方針を総合的に捉え、総合的なみどりの配置方針を示します。

1 拠点となるみどりの配置	
本市のみどりの拠点を形成するみどりとして位置づけます	
配置するみどり	配置方針
狭山丘陵	優れた自然環境を有し、本市の自然の豊かさを演出している郷土のみどりであり、環境保全、レクリエーション、防災、景観のそれぞれの機能をあわせ持つ緑地として、東京都と連携して保全・整備に努めます。
海道緑地保全地域	武蔵野の原風景を残す平地林で貴重な自然環境を有し、環境保全機能、レクリエーション機能、景観構成機能をあわせ持つ緑地として、自然学習の場、自然とのふれあいの場の整備に東京都と連携して、よりよい保全と活用に努めます。
多摩開墾	農業生産活動の場であるとともに、みどりの空間的なゆとりの演出などの環境保全機能、防災機能、農の風景などの景観構成機能をあわせ持つ緑地として農地の保全に努めます。

2 公園・緑地等の適切な配置	
公園・緑地は市域全体で均衡ある都市環境が形成されるよう適正に配置します	
配置するみどり	配置方針
身近な公園・緑地（住区基幹公園）	環境保全・レクリエーション・防災・景観構成上の機能を勘案し、配置バランスを考慮しながら、市民が日常的に利用する街区公園、近隣公園、地区公園を配置します。 都市計画決定された公園の整備の促進に努めます。
都市公園以外の公園緑地等（児童遊園・運動広場等）	市街地に点在する都市公園以外の小公園やオープンスペースについては、都市公園の補完と日常の生活環境の向上を考慮して配置します。
大規模な公園・緑地等（都市基幹公園・都市緑地等）	広域公園、総合公園の規模の大きな公園は、地域の拠点となる公園として位置づけます。 都市計画決定された公園の整備の促進に努めます。
歴史風土を伝えるみどり	良好な歴史的環境を有する緑地を保全し、それぞれの特性をいかした史跡、文化財等の整備・活用を図ります。
公共公益施設のみどり	市役所をはじめとする公共施設及び地域に密着した公共公益施設は、緑化の推進的な役割、ランドマークとなる景観的役割を担うため、積極的な緑化を図ります。
市街地のみどり	住宅地については、住民の主体的な活動によるみどり豊かな居住環境の形成を促進し、接道部の緑化（生垣）等の支援を推進します。
	商業地については、にぎやかさ、華やかさ、楽しさを演出し、まちの魅力を高めるため、道路空間や沿道空間において花木や季節の花などによる緑化を推進します。
	工業地については、無機質で単調になりやすい景観の修景、環境改善、事業所のイメージアップを図るような工場敷地内の緑化を推進します。
	農地の中で特に生産緑地地区は、積極的に緑地としての環境機能の確保を図り、都市内の良好な農業的景観の保全に努めます。

3 水とみどりのネットワーク形成	
河川、自転車道、街路樹路線を水とみどりの軸に位置づけます	
配置するみどり	配置方針
野山北公園自転車道 武蔵野の路	広域的にネットワークされた自転車道、散策路であり、レクリエーション施設として、休憩スポットや案内施設などを沿道部の整備を東京都と連携して推進します。
残堀川・空堀川等の 河川	快適な市民生活を支える緑地として、川沿いの道路の活用、市民が水に親しむことができる水辺空間の創出、多様な生態系を配慮した水際の確保を推進します。 残堀川は河川改修にあわせて整備を完了していますが、さらなる整備拡充と良好な維持管理を東京都と連携して推進します。 空堀川については整備推進を東京都に引き続き要請します。
幹線道路の緑化	幹線道路沿いに植栽されている街路樹や緑地帯は、環境保全機能や防災機能、景観構成機能をあわせ持ち、そのみどりの量と質の充実を東京都と連携して図ります。
生活道路の緑化	身近な生活道路の緑化は、生活に密着した環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能をもっており、市民レベルの緑化として広げていくことを積極的に促進します。

注) 武蔵野の路は野山北公園自転車道、残堀川自転車道と一部重複します。



凡 例

	みどりの拠点		みどりの軸
	都市計画公園		水の軸
	平地林の保全		まちの骨格となる道路の緑化推進 (主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路)
	生産緑地地区の保全		市域
	多摩開墾		

図 総合的な緑の配置方針図

8 みどりの将来像の実現に向けた施策

8-1 施策の体系

基本方針、配置方針に基づき、みどりの将来像を実現するための施策を展開します。

基本方針1 郷土のみどりを大切にします

1-① 拠点となるみどりを大切にします	1-①-1 狭山丘陵の保全 1-①-2 海道緑地保全地域の保全 1-①-3 多摩開墾の保全
1-② 身近なみどりを大切にします	1-②-1 樹林地・大樹の保全 1-②-2 農地の保全

基本方針2 水とみどりのネットワークを充実します

2-① 道路の緑化を進めます	2-①-1 街路樹・緑地帯整備の推進 2-①-2 都道の緑化要請 2-①-3 市民協働による生活道路の緑化 2-①-4 自転車道の緑化の充実 2-①-5 みどりの散策路の整備
2-② 水辺空間を充実します	2-②-1 河川の緑化の推進 2-②-2 生態系に配慮した整備の推進 2-②-3 河川の水質、水量と環境の改善
2-③ エコロジカルネットワークを充実します	2-③-1 生態系の連続性に配慮した緑化整備

基本方針3 まちなかのみどりを充実します

3-① 公園の整備を進めます	3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進 3-①-2 条例等による公園の整備の推進 3-①-3 新たな公園の整備の推進 3-①-4 社会情勢に対応した再整備 3-①-5 市民協働による公園維持管理への支援 3-①-6 公園施設の長寿命化計画の策定 3-①-7 みどりの基金の活用
3-② 公共施設の緑化を進めます	3-②-1 学校の緑化の推進 3-②-2 公共施設の緑化の推進 3-②-3 公営住宅の緑化の推進
3-③ 民有地の緑化を進めます	3-③-1 民有地の緑化指導の充実 3-③-2 土地利用にあわせた緑化推進 3-③-3 各種制度の充実と活用

基本方針4 協働によるみどりのまちづくりを進めます

4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います	4-①-1 市民協働への理解 4-①-2 みどりのボランティアの推進
4-② 協働の仕組みをつくります	4-②-1 市民協働推進会議の活用 4-②-2 協働の推進体制づくり

基本方針5 みどりのまちづくり推進のための人づくりをします

5-① 人づくりの基盤をつくります	5-①-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発 5-①-2 緑化イベントの継続的開催
5-② 人づくりのための仕組みをつくります	5-②-1 グリーンヘルパー制度の創設
5-③ 新たな担い手づくりを進めます	5-③-1 学校との連携 5-③-2 事業所との連携 5-③-3 自治会・商店会等各種団体との連携

8-2 施策の内容

基本方針 1：郷土のみどりを大切にします

1-① 拠点となるみどりを大切にします

1-①-1 狭山丘陵の保全

施策方針

- ・本市のみどりの拠点のほか、広域的なみどりの拠点でもあり、東京都等の関連機関と連携し、保全・活用を推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・環境学習やレクリエーションの場として、整備・活用を東京都と連携して推進します。
- ・公園として整備している地域は、東京都と調整を図り、雑木林の管理、農業体験等の里山文化の継承という側面も含めて、市民協働による維持管理を積極的に推進します。

【拡充する施策】

- ・都市計画公園（野山北・六道山公園、中藤公園）、都市計画緑地（狭山緑地、観音寺森緑地）の未供用部分の早期事業化を東京都に要請します。（都市公園の整備は3-①-1 参照）
- ・丘陵内の池は、水源の確保と保全に努めます。
- ・狭山丘陵の周辺については、*東京都景観計画に基づき、建築物・工作物の建築等や開発行為等の規制を行い、丘陵地のみどりの保全に努めます。

【新たな施策】

- ・多様な生物の生息・生育空間として、よりよい環境の維持保全に努めます。



狭山丘陵の雑木林



市立野山北公園の学習田

1-①-2 海道緑地保全地域の保全

施策方針

- ・ 「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な武蔵野の風景を残す平地林として、東京都等の関連機関と連携して保全します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 隣接する平地林の指定の拡大を東京都に要請します。
- ・ 樹林地の有効活用を図れるように、樹林地内の環境保全に支障がない範囲で、遊歩道等の必要な整備を東京都に要請します。

【拡充する施策】

- ・ 市民協働による維持管理について、東京都と連携して検討、推進します。



海道緑地保全地域

1-①-3 多摩開墾の保全

施策方針

- ・ 市街地に接する大規模な農業生産地であるとともに、農業景観の形成、雨水の浸透等の環境保全機能、災害時の利活用の可能性等を有しているため、今後とも農地の保全に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 良好な営農環境を維持します。

【新たな施策】

- ・ 農業の交流拠点としての活用を検討します。



多摩開墾

1-② 身近なみどりを大切にします

1-②-1 樹林地・大樹の保全

施策方針

- ・ 市内に残る樹林地や大樹は、できる限り維持・保全に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

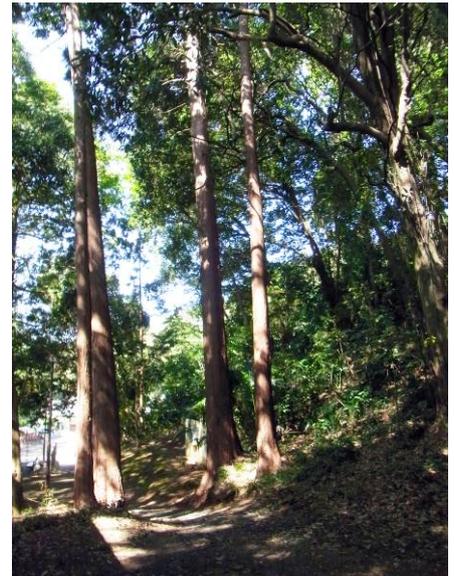
- ・ ※保存樹林、※保存樹木の積極的な指定を推進します。
- ・ 保存樹林、保存樹木の指定基準の見直しを検討します。

【拡充する施策】

- ・ 樹木の折損事故から市民を守り、また、所有者の精神的負担の軽減を図るために、保険の加入を検討します。
- ・ 社寺林は、歴史や文化を有し地域のシンボルであり、市民による社寺林調査、清掃等の維持管理のほか、地域自然としての積極的な活用を検討します。

【新たな施策】

- ・ 屋敷林や社寺林等の一定規模の良好な樹林地は、※特別緑地保全地区の指定を検討し、所有者等にその理解を求め、要請します。
- ・ 保存樹林等は、※借地公園として整備するなどの保全方策や公有地化を検討します。
- ・ 良好な保存樹林等は、地域の住民が親しめる空間として活用を図るため、地域住民への公開、維持管理への参加などを検討します。
- ・ 歴史的価値、地域のランドマークとなっている大樹について、樹木医の診断制度を検討します。



十二所神社の樹林地

1-②-2 農地の保全

施策方針

- ・ 農業生産の場である他、防災、景観、環境保全等の多面的な機能を持つ農地は、農地としての保全に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 農業と調和したみどりのあるまちづくりを進めるため、生産緑地地区の保全と追加指定の継続を推進します。
- ・ 生産緑地地区以外の農地のうち、都市環境の保全や防災などの観点から、今後とも緑地として確保することが必要であると認められものは、新たに生産緑地地区への追加指定を検討、要請します。
- ・ 買い取り申し出のあった生産緑地地区については、公園・緑地の配置状況等から確保が必要と判断した場合は、緑地としての保全に努めます。

【拡充する施策】

- ・ 市民農園、*学習園、高齢者や障がい者が利用する福祉農園の設置に努めます。

【新たな施策】

- ・ 生産緑地地区の緑地確保の優先順位について検討します。
- ・ *防災農地（災害時協力農地）としての活用について検討します。
- ・ 多様なレクリエーションの要望に対応するため、*滞在型市民農園、*農業体験農園、*民間による体験農園等の新たな利活用について検討します。



生産緑地地区



防災農地の表示例（武蔵野市）

基本方針 2：水とみどりのネットワークを充実します

2-① 道路の緑化を進めます

2-①-1 街路樹・緑地帯整備の推進

施策方針

- ・ 街路樹はみどりをつなぐネットワーク軸、日陰の形成、美しい景観形成要素として都市の重要なみどりであるため、街路樹の整備推進と良好な維持管理に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 都市計画道路の新設や既存の道路の改修では、可能な限り歩車道の分離を推進し、歩車道幅員の見直しによる歩道の広幅員化、歩道の段差解消、街路樹による緑化を行います。
- ・ 街路樹や緑地帯はその道路の「顔」として、テーマ性を持った樹種の選定を行い、道路ごとに樹木の特性をいかし、美しく、季節を感じる個性ある緑化を推進していきます。
- ・ 街路樹管理における住民の参加・協力について検討します。

【拡充する施策】

- ・ 市道の街路樹等は住民に永く愛されるように、地域住民の意見を反映した樹種の選定について検討します。
- ・ 街路樹の植栽が困難な歩道などには低木の生垣、つる植物によるフェンス緑化、プランター等による植栽など小さなスペースでできる緑化を推進していきます。

【新たな施策】

- ・ 街路樹管理マニュアルの策定について検討します。
- ・ 既存の街路樹の質の向上、量の拡大や街路樹の基盤（植栽ます等）の整備を図り、個性ある連続した道路景観を創出します。
- ・ 健全な街路樹の生育空間の確保を図るために、雨水の浸透化、電線の地中化などを推進します。



市内の街路樹

2-①-2 都道の緑化要請

施策方針

- ・ 幹線道路である都道の緑化は道路交通の安全性と快適性、沿道の環境保全、改善効果から、植栽帯や街路樹の量的拡大と質的向上の推進を、東京都に要請していきます。

取り組みの内容

【拡充する施策】

- ・ 新青梅街道（5号線）及び、所沢武蔵村山立川線（55号線）～八王子村山線（59号線）については、質の高い緑化について東京都に要請します。

2-①-3 市民協働による生活道路の緑化

施策方針

- ・ 生活道路や路地の緑化について、市民・事業者・行政の協働で行えるような助成、支援制度を検討します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 一定規模以上の開発事業においては、可能な限りみどり豊かな*コミュニティ道路化を図るよう指導します。

【拡充する施策】

- ・ 住民の要望があれば、歩行者優先のみどりあるコミュニティ道路整備が可能となる制度について検討します。
- ・ 各住宅で連続した緑化を促進する制度について検討します。



グリーントウンのコミュニティ道路
（道路上に植栽ますを左右交互に設置し、車の
スピードを抑制する工夫をしている。）

2-①-4 自転車道の緑化の充実

施策方針

- ・ 野山北公園自転車道、残堀川自転車道は、狭山丘陵、市内の公園・広場等を結び安全なレクリエーション軸として、緑化の充実を図ります。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 季節感あふれる自転車道となるような、緑化手法を検討します。
- ・ 自転車道の沿道スペースを利用して、みどりのある休憩施設等を整備していきます。

【新たな施策】

- ・ 災害時の避難路や延焼防止帯として、防災機能の強化を図ります。
- ・ ＊エコロジカルネットワークを構成するみどりとして、植栽形態、樹種選定について検討し、質の向上に努めます。

2-①-5 みどりの散策路の整備

施策方針

- ・ 市内のみどりの資源を発掘し、市内外の多くの人から親しまれるみどりの散策路づくりを推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 散策路等の沿道緑化、案内サインの設置、歩きやすい舗装への改修、案内パンフレット（歴史散策マップ、武蔵村山市みどころマップ、ウォーキングマップなど）の作成、拡充を関係機関と連携しながら推進します。

【新たな施策】

- ・ 新たなみどりの資源の情報収集を行い、市民が中心となった新たな散策路づくりを検討します。
- ・ 散策路沿道の住宅地の緑化の推進、＊オープンガーデンについて検討します。



歴史散策マップ（歴史民俗資料館）



ウォーキングマップ
（武蔵村山市商工会）

2-② 水辺空間を充実します

2-②-1 河川の緑化の推進

施策方針

- ・ 市内の河川は、レクリエーション空間、生態系の保全空間、延焼防止、避難空間となる水とみどりの軸として、質の向上に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 残堀川は河川改修にあわせて親水緑地広場や歩行者・自転車道を整備しましたが、さらなる整備拡充について東京都をはじめとする関連機関に要請します。
- ・ 空堀川については残堀川と同様に親水緑地広場や歩行者・自転車道の整備を図り、沿道を中心に積極的な緑化を推進し、緑あふれる市街地の空間形成について、東京都に要請します。



残堀川自転車道

【拡充する施策】

- ・ 河川と川沿いの公共施設、公園等が一体化した景観の創出を図ります。

2-②-2 生態系に配慮した整備の推進

施策方針

- ・ 生物の生育・生息環境や周辺環境の向上を目指して、*多自然川づくりや*親水化の整備を推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 河川、水路の水辺、護岸、川原など多様な環境の特性や目標に応じて維持・管理を行います。
- ・ 残堀川や空堀川などの主要河川については、生物の通り道となるエコロジカルネットワークとしての機能の向上のため、多自然川づくりと水辺植生の復元を東京都に要請します。
- ・ 小河川については、可能な限り多自然川づくりの推進を検討し、河川の自然環境の回復を目指します。また、上流部などでは、自然の河川形態の維持に努めます。
- ・ 河川沿いに緑化可能な余地がある場合は、可能な限り緑化を推進します。



残堀川のカルガモのひな

2-②-3 河川の水質、水量と環境の改善

施策方針

- ・ 地域住民、関連機関、行政が一体となって、河川環境の向上に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 住民への水質浄化の啓発、地域住民による河川清掃ボランティアを実施します。

【拡充する施策】

- ・ 市内の河川は、降雨が少ない時期に河川の流量が少なくなり、河床の露出や流水が途切れてしまう状態（瀬切れ）が起き、魚等の水生生物の生息など生態系や景観等に悪影響を及ぼしていることから、河川水量の確保を関連機関に要請します。
- ・ 河川流域の公園やグラウンド等の雨水貯留施設（遊水地）の整備、宅地内の雨水浸透ますの設置、保水機能を有する樹林地・農地の保全により、河川流量の平準化や良好な水循環を確保に努めます。
- ・ 河川の将来の在り方を示した水辺環境整備計画を作成し、長中期的な整備指針として、計画に基づいた水辺整備や河川沿い緑地などの整備を関係機関に要請します。

河川清掃の様子

11月17日実施時に写真撮影予定

2-③ エコロジカルネットワークを充実します

2-③-1 生態系の連続性に配慮した緑化整備

施策方針

- ・ 生物多様性の保全や拡大のため、生き物の生息・生育環境の拡充と周辺の緑地や道路等と連続したみどりネットワーク化を推進します。

取り組みの内容

【新たな施策】

- ・ 拠点となるみどりにおいて、樹林環境の改善、適正な草刈り管理等により生物の生育・生息環境の向上を図ります。
- ・ 水辺、公園、農地、公共施設等のあらゆるところで、良好なビオトープ空間（野生生物の生息・生育空間）を創出、保全します。
- ・ 学校、事業所、住宅等の庭や小空間に昆虫や野鳥の餌となる植物を植えるなど、緑化を図り、小さな生き物の生息環境を確保してきます。

基本方針 3：まちなかのみどりを充実します

3-① 公園の整備を進めます

3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進

施策方針

- ・ 都市計画決定している公園について、早期整備に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 街区公園は、都市計画決定されている 8 箇所のうち、未供用である 2 箇所（残堀公園 0.75ha、馬場公園 0.26ha）、及び開園済みの公園の未供用部分の早期事業化に努めます。
- ・ 近隣公園は、都市計画決定されている 5 箇所のうち、未供用の 2 箇所（御伊勢の森公園 3.30ha、峰公園 1.00ha）、及び開園済みの公園の未供用部分の早期事業化に努めます。
- ・ 地区公園の都市計画決定について検討します。
- ・ 総合公園のうち、未供用部分の早期の事業化に努めます。

【拡充する施策】

- ・ 野山北・六道山公園の市管理地である総合運動公園（6.88ha）は、東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」における市事業の優先整備区域（1.4ha）の位置づけに基づき、整備拡充に努めます。
- ・ 野山北・六道山公園は東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」において優先整備区域（32.53ha・瑞穂町分含む）に位置づけられており、今後とも東京都の公園整備事業に協力し、事業の推進を図ります。
- ・ 中藤公園は東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」において、その一部が優先整備区域（28.41ha）に位置づけられており、東京都に対し早期事業化と全区域の優先整備区域化を要請するなど事業の推進を図ります。
- ・ 観音寺森緑地は東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」において、優先整備区域（15.4ha）に位置づけられており、今後とも東京都の公園整備事業に協力し、事業の推進を図ります。
- ・ 狭山緑地は全域未供用ですが、保全された良好な都市緑地として事業化に向けて東京都に要請していきます。



都立野山北・六道山公園

3-①-2 条例等による公園の整備の推進

施策方針

- ・ 児童遊園は街区公園の補完的役割として、適切な配置及び整備に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、一定規模以上の民間の開発行為に対して公園や広場等の整備を指導します。
- ・ 条例で位置付けている運動広場、運動場及び地域運動場については、既存施設の利用の促進に努めるほか、不足地域への整備について検討します。
- ・ 残地の利活用として、*ポケットパークを適宜整備します。



ポケットパークの整備例

3-①-3 新たな公園の整備の推進

施策方針

- ・ 新たな公園の整備については、分布状況、誘致圏を考慮して、計画的に配置整備していきます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 土地区画整理事業等によって、新たな公園用地を確保します。

【新たな施策】

- ・ 生産緑地地区の買い取り申し出が発生した場合に備えて、確保すべき緑地の優先順位等の検討をします。
- ・ 従来 of 用地取得による公園整備に加え、借地型公園や*立体公園の導入、他の公共施設等と複合、一体化した公園整備などを検討します。

3-①-4 社会情勢に対応した再整備

施策方針

- ・ 公園の再整備では社会情勢の変化や地域特性にあわせて行います。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 高齢化社会に対応して、公園施設のバリアフリー化を推進します。

【拡充する施策】

- ・ 避難場所に指定しており面積の大きい公園では、防災公園としての機能を充実するため、周辺の状況や公園規模等を考慮して、かまどベンチ、マンホールトイレ、防災井戸、ソーラー照明などの設置に努めます。

【新たな施策】

- ・ 公園の再整備ではアンケート調査、*ワークショップ形式などによって地域住民の意見を反映します。
- ・ 生物多様性の保全に配慮した草刈り管理、生き物の生態を考慮した樹木等の植栽形態、管理について検討します。
- ・ 効率的な公園緑地の維持管理のため、公園台帳や施設管理の電子化などのIT技術を活用した管理を進めます。

大南公園の再整備（整備前後の写真など）

大南公園の整備完了後に写真撮影

3-①-5 市民協働による公園維持管理への支援

施策方針

- ・ 公園の地域住民による維持管理を推進します。

取り組みの内容

【新たな施策】

- ・ 公園ボランティア制度の啓発を活発に行い、ボランティアで管理する公園数の増加を目指します。
- ・ 公園ボランティア運営会議を通して、市民が望む支援方法を検討します。

3-①-6 公園施設の長寿命化計画の策定

施策方針

- ・ 公園施設の老朽化に対応して、「公園施設長寿命化計画」を策定し、計画的で合理的な維持管理の取り組みを推進します。

取り組みの内容

【新たな施策】

- ・ 公園施設の維持管理・経年劣化状況、利用状況等を把握し、今後の管理、保全指針を示した「公園長寿命化計画」の策定に努めます。
- ・ 「公園長寿命化計画」に基づき、効率的な維持管理を行います。

3-①-7 みどりの基金の活用

施策方針

- ・ 公園、緑地等の用地の確保並びにみどりの保護及び育成のために、みどりの基金を活用します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 市民や事業者からの寄付金を様々な機会で募ります。
- ・ 計画的な基金の積み立てを行い、みどりのまちづくりに活用します。

【拡充する施策】

- ・ 基金による事業を広く発信し、効果的な活用を図ります。

3-② 公共施設の緑化を進めます

3-②-1 学校の緑化の推進

施策方針

- ・ 児童、生徒が、身近にある自然とふれあいながら学ぶことができる、豊かで質の高い緑化整備を推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 接道部の緑化整備を推進し、*緑視率を高めるなど景観の向上に努めます。
- ・ 児童、生徒、教師、保護者、地域住民の参加による植樹を行い、地域シンボルとなるような学校の森の整備を検討します。

【拡充する施策】

- ・ みどりの役割や機能、植物の特性、生き物の餌等について、実際の植物にふれながら学べるように、多様な樹種の植栽を進めます。

【新たな施策】

- ・ 環境教育の一環として、自然生態系の観察の場となる学校ビオトープの整備を推進します。
- ・ 体験学習の場として、学習園の設置を推進します。
- ・ 児童、生徒、教師、保護者、地域住民による校庭芝生化の維持管理を推進します。
- ・ 防災面に配慮した植栽を行い、避難場所として防災機能の充実を図ります。



市立小中一貫校村山学園の接道部緑化



校庭芝生化の管理

3-②-2 公共施設の緑化の推進

施策方針

- ・ 市庁舎等の公共公益施設の緑化は、積極的な緑化に取り組みます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 市庁舎、地区会館などの市が管理する施設は、施設内容や規模に応じた緑化を進めるために、施設別の緑化状況を把握し、施設にあわせた緑化整備を推進します。
- ・ 国や東京都の施設については、より一層の緑化推進を要請します。

【新たな施策】

- ・ 現在、公共施設の緑化は東京都の公共施設緑化基準に基づき指導を行っていますが、本市の特性やそれぞれの施設に合った質的な面の緑化基準として緑化指導マニュアルの作成を行います。
- ・ より積極的な指導を行うため、緑化条例の制定について検討します。



三ツ木地区学習等供用施設の植栽地

3-②-3 公営住宅の緑化の推進

施策方針

- ・ 住環境の向上に寄与する緑化推進に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 市営住宅では住宅地緑化の一環として、緑化推進に努めます。

【拡充する施策】

- ・ 都営村山団地については、ランドマークとなるようなシンボルツリーの植栽、団地内の接道部緑化、公園等の環境施設の充実、自然に触れることのできる場の確保等の緑化対策について東京都に要請します。

3-③ 民有地の緑化を進めます

3-③-1 民有地の緑化指導の充実

施策方針

- ・ 「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、今後も適切な緑化指導と計画的な緑化を推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 緑化の指導や啓発活動に活用するため、良好な緑化やまちづくりの事例紹介など、民間指導向けの緑化マニュアル・みどりのまちづくりガイドラインの作成を検討します。

【拡充する施策】

- ・ 狭山丘陵周辺では景観保全に配慮した規制、地域の特性に合わせたきめ細やかな指導に努めます。

【新たな施策】

- ・ 宅地開発等に対しては「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、緑化指導を行い、計画的な緑化を推進します。
- ・ より積極的な指導を行うため、緑化条例の制定について検討します。



商業施設の接道部緑化



3-③-2 土地利用にあわせた緑化推進

施策方針

- ・ 本市の特性にあわせて、土地利用を考慮した緑化推進に努めます。

取り組みの内容

【拡充する施策】

- ・ 住宅地では、接道部緑化を推進するため、ブロック塀や金網フェンスの生垣化を推進する制度等を検討します。
- ・ 現在の制度では生垣の管理費助成が行われていますが、設置助成はありません。今後は、生垣設置に伴う工事費の一部を助成する生垣奨励制度の創設を検討します。
- ・ オープンガーデンとして庭を開放する制度やイベントを検討します。
- ・ マンション開発では、ベランダ緑化や玄関周りの植栽、屋上緑化、壁面緑化などについて、開発協議時に指導・要請します。
- ・ 商業地では、植栽用地の確保が困難な場合が多いため、フラワーポットの設置、壁面緑化、緑化フェンスの設置等を推進するため、これらの緑化に対する助成制度について検討します。
- ・ 商店街などでは、花木や季節の花ものなどを工夫し、商業空間のにぎわいや個性を演出するように緑化要請や支援に努めます。
- ・ 一定の規模の工場や事業所については、工場立地法に示す緑化基準に基づく緑化指導を行います。
- ・ 工場では、騒音などの緩衝帯の役割を担う敷地内緑化を促進します。
- ・ 小規模な事業所に対しては、生垣化の助成、プランター等の修景緑化の助成を住宅地、商業地と同様に検討するとともに、緑化要請、指導をしていきます。



村山中央ショッピングセンター商店街の
フラワーポット



みどりの多い住宅街(グリーンタウン)

3-③-3 各種制度の充実と活用

施策方針

- ・ 都市緑地法などによる各種制度や景観計画の活用、市条例の充実について検討します。

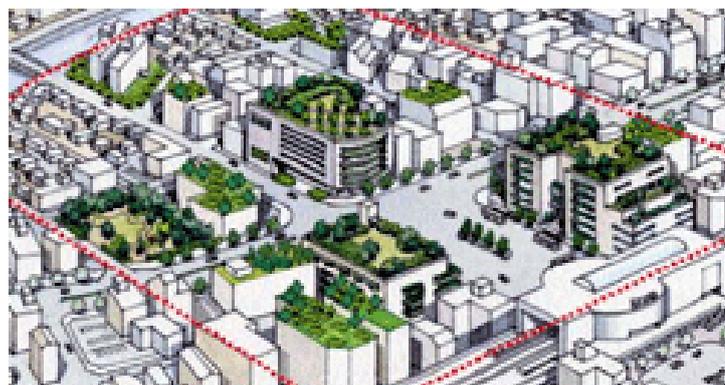
取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ みどり豊かなまちなみ、魅力ある住宅地等の形成のため、※緑地協定（都市緑地法）や※建築協定（建築基準法）等の協定締結の促進に努めます。
- ・ 地区レベルで緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の緑化率の規制を行う※地区計画制度の活用を努めます。

【新たな施策】

- ・ みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、効果的にみどりを創出することが可能な緑化地域制度（都市緑地法）の導入について検討します。
- ・ 東京都景観計画に基づき、丘陵地景観基本軸として位置付けられた狭山丘陵の周辺を、建築物・工作物や開発行為等の規制を行って、みどりの保全に努めます。
- ・ 「武蔵村山市まちづくり条例」によって旧青梅街道北側は景観の保全のため、新築、改築時に届け出制をとっており、今後も狭山丘陵の景観保全に努めるよう条例の充実を図っていくことを検討します。



緑化地域のイメージ（国土交通省ホームページ）

基本方針 4：協働によるみどりのまちづくりを進めます

4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います

4-①-1 市民協働への理解

施策方針

- ・ 市民、行政ともに「市民協働」についての理解を深めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

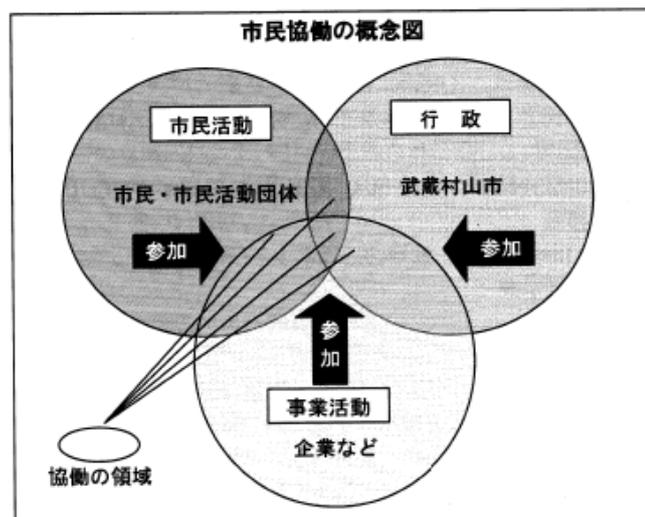
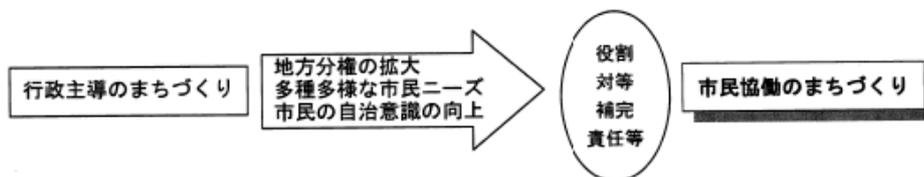
- ・ 「※武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針」、「※武蔵村山市市民協働推進マニュアル」を活用し、協働の理念の正しい理解を進めます。

【拡充する施策】

- ・ 協働を進める担当課と他部署との連携、市民活動への財政支援、活動拠点の整備、情報の公開等の市民活動全体を包括的に支援する仕組みについて、行政全体での取り組みについて検討します。
- ・ ボランティア団体、※NPO 法人、自治会等の多様な市民活動について、互いに理解し、連携・協力できる仕組みを検討します。

【市民協働の定義】

市民、市民活動団体、事業者及び市が、共通の目標を実現するために、対等の立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、相互の特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して効果的にまちづくりに関することに取組んでいくこと



「市民協働」の概念（武蔵村山市市民協働推進マニュアルより）

4-①-2 みどりのボランティアの推進

施策方針

- ・ 協働の足がかりとなるみどりのボランティアの活動を推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 公園ボランティアの参加者が増えるように、公園ボランティア制度を広くお知らせするための活動を推進します。

【拡充する施策】

- ・ 「武蔵村山市ボランティアセンター」を活用し、みどりに関するボランティアの養成、登録、あっせん、組織化、情報の収集・提供等の活動支援を行います。

【新たな施策】

- ・ 市民参加から市民協働へ発展するように、ボランティアが組織として継続的に活動を行うことができる仕組みを検討します。
- ・ 市が管理する道路、水路、公園、緑地などの公共施設を、市民と協働で管理する
※アダプト制度の実施について検討します。

武蔵村山市ボランティアセンター（略称「ボラセン」）へようこそ！

武蔵村山市ボランティアセンターでは、福祉分野だけではなく、生涯学習や国際交流、スポーツ、レクリエーションなど様々な分野のボランティアの方々が登録されています。「ボランティアをしたい！」「ボランティアをお願いしたい！」方は、ぜひ相談してください！！

「ボラセン」は市民総合センターの2階です！

〒208-8503
武蔵村山市学園四丁目5番地の1
武蔵村山市市民総合センター2階
TEL 042 (590) 1430
FAX 042 (590) 1436
E-mail mm-vo@yel.m-net.ne.jp

【開館時間】
火曜日～日曜日（月曜日・祝日は休館）
午前8時30分～午後5時15分
（会議室等の施設の利用時間は午前9時から午後10時まで）

登録されているボランティアの主な活動内容(分野)

③ボランティアの登録・あっせん
コーディネーター
◆ボランティア（個人・団体）の登録
◆ボランティア活動をしたい方とボランティアをお願いしたい方との調整 など

裏体験ボランティアのひとコマ

ボラセンでは、こんな活動をしています

①啓発推進事業

- ◆「ボラセンだより すまいる」の発行（年6回）
- ◆「こもれび[ボランティア特集号]」の発行（年2回）
- ◆ホームページ等を活用した「ボラセン」のPR活動
- ◆車椅子、疑似体験セット等の福祉教育用機材の貸出し など

②養成研修事業

- ◆「ボランティア入門ガイダンス」の開催
- ◆「夏の体験ボランティア」事業の開催
- ◆「お父さんのための市民活動講座」の開催
- ◆「ボランティア講座」の開催
- ◆「親子ボランティア教室」の開催 など

お父さんのための市民活動講座「料理教室」

④活動基盤づくり

- ◆会議室、作業室、点字・録音室等の貸出し
- ◆ボランティア保険加入費の一部負担
- ◆印刷機・コピー機貸出し
- ◆福祉関係団体へのロッカー貸出し など

⑤組織化推進事業

- ◆ボランティアミーティングの開催 など

ボランティアミーティングの様子

⑥その他

- ◆インターンシップ制度の実施

実際のボランティアには、このほかにも様々な活動分野があります。

ボラセンのホームページアドレス <http://www1.yel.m-net.ne.jp/mmshakyo/borasen/borasen.html>

4-② 協働の仕組みをつくります

4-②-1 市民協働推進会議の活用

施策方針

- ・ ＊武蔵村山市市民協働推進会議において、みどりのまちづくりを推進するための施策に関して検討します。

取り組みの内容

【拡充する施策】

- ・ 市民協働推進会議において、市民協働によるみどりのまちづくりのための環境整備や施策の推進に関して、検討課題として取り上げるように働きかけます。

4-②-2 協働の推進体制づくり

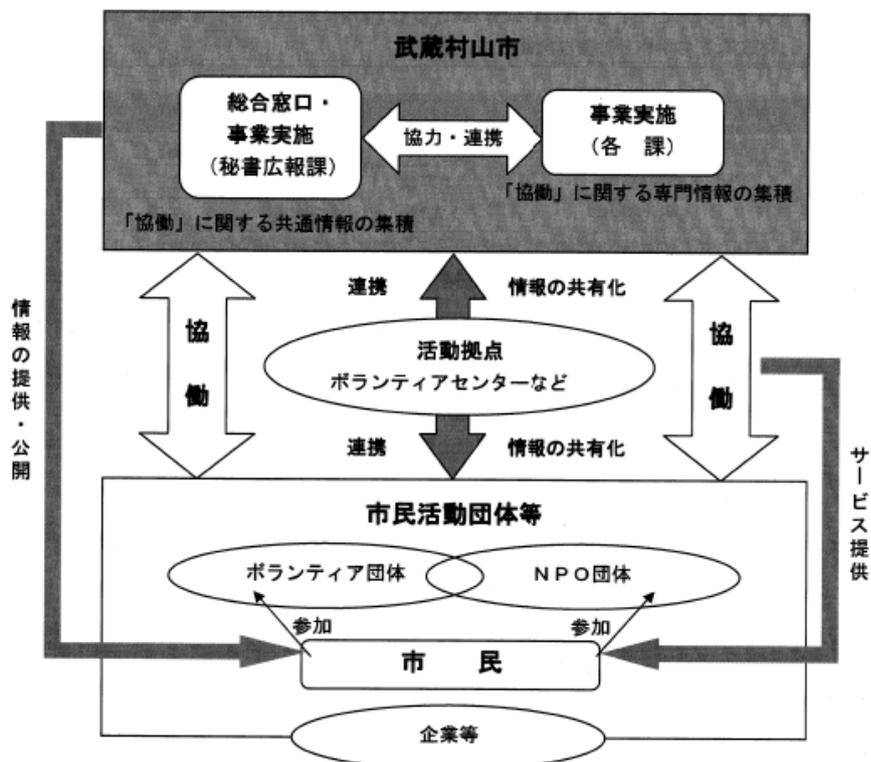
施策方針

- ・ 市民協働推進マニュアルに基づき、みどりのまちづくりを推進するための体制づくりを全庁的に進めます。

取り組みの内容

【新たな施策】

- ・ 市民活動団体の相互間における情報交換や交流、協働意識の醸成等を目的とした自主的な横断的連絡組織の設立・運営のための支援を行います。
- ・ 定期的に協働事業に関する調査を実施します。
- ・ 協働に対する行政の理解促進を図るため、職員向けの意識啓発事業の実施に努めます。



「協働」の推進体制イメージ（武蔵村山市市民協働推進マニュアルより）

基本方針5：みどりのまちづくり推進のための人づくりをします

5-① 人づくりの基盤をつくります

5-①-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発

施策方針

- ・ みどりに関する情報や知識の普及・啓発を積極的に行います。

取り組みの内容

【継続する施策】

- ・ 市の各種施設を利用して、みどりに関する写真展や緑化啓発のパネル展示を積極的に行います。
- ・ ※「土曜日チャレンジ学校」と連携して、市内の自然や環境についての様々な体験活動や観察を行います。



水田学習

【拡充する施策】

- ・ 狭山丘陵、海道緑地保全地域、公園において、生き物観察会や講習会を開催します。
- ・ 子ども達が興味を持って参加し、学習できるように「生き物博士」制度を検討します。
- ・ ボランティア参加希望者を対象とした、ボランティアに必要な知識や技術を学べるみどりのボランティア講座を開催します。
- ・ 植物、生き物等のみどりに関する様々な知識を、継続して学べるみどりの学習講座を開催します。
- ・ 学校と協力して、学習園の活用、生き物観察、里山体験など、みどりに関する体験、学習の内容の拡充を図ります。
- ・ 自然の大切さやみどりの必要性の意識を高めるために、小学生向けのみどりの副読本の発行を検討します。
- ・ 緑化支援策、緑化手法、イベント開催情報等のみどりに関する情報を発信するコミュニティサイトの開設を検討します。



5-①-2 緑化イベントの継続的開催

施策方針

- ・ みどりに関するイベントについて、継続的な開催と内容の充実を図ります。

取り組みの内容

【拡充する施策】

- ・ イベント内容は、継続したテーマやシリーズ性を持たせて、連続した参加を促します。
- ・ 苗木や花の苗の無料配布を検討します。

【新たな施策】

- ・ イベントへの参加回数に応じて、花や苗木と交換できるポイント制など、参加を促進させる方法を検討します。
- ・ 緑化や美化推進等に貢献したグループや個人等への顕彰制度を推進します。
- ・ 市民による生き物調査について検討します。



環境学習会（昆虫の捕まえ方）

5-② 人づくりのための仕組みをつくります

5-②-1 グリーンヘルパー制度の創設

施策方針

- ・ みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダー（グリーンヘルパー）の養成を目指します。

取り組みの内容

【新たな施策】

- ・ みどりのボランティア講座の受講者を対象とした、継続的な養成講座の開催を検討します。
- ・ 講座の内容は、受講者が実際のボランティア等の活動にいかすことができるように、体験実習を盛り込むなど内容の検討を行います。
- ・ 養成講座は単位制を取り入れるなど、段階的なみどりのボランティア講座の開催を検討します。
- ・ 参加者の理解度、やる気に応じて、レベルアップできる講座について検討します。

5-③ 新たな担い手づくりを進めます

5-③-1 学校との連携

施策方針

- ・ 将来の緑化推進リーダーとなる子どもたちに、教育を通じてみどりに対する興味をいただく方法を検討します。

取り組みの内容

【新たな施策】

- ・ 学校と協力して、河川清掃、公園清掃等を定期的に行うことができる方法を検討します。
- ・ 地域のボランティア活動団体の一つとして、子どもを対象としたボランティア団体の設立について検討します。
- ・ 緑化関連イベント、講習会等において、高校や大学との連携について検討し、実施を目指します。



ひまわりガーデン武蔵村山
小中学生による顔出し看板
デザイン画募集

5-②-2 事業所との連携

施策方針

- ・ 事業所等の環境配慮や社会的責任意識の高まりを反映して、緑地の保全・創出に積極的な事業所との連携に努めます。

取り組みの内容

【新たな施策】

- ・ 緑化イベントへの事業所としての参加を要請します。
- ・ みどりの基金への寄付を募ります。
- ・ 緑化修景することが事業所のイメージアップを果たし、職場環境の改善につながることから、事業所内の環境・緑化意識の向上に努めるよう要請します。

5-②-3 自治会・商店会等各種団体との連携

施策方針

- ・ 民有地の緑化は、地域との連携なしではできないことであり、自治会や商店会の組織力、地域コミュニティの広がりをいかして緑化を推進します。

取り組みの内容

【拡充する施策】

- ・ 小学校通学区域での周辺地域と連携した活動の中で、地域の緑化につながるような活動の拡大に努めます。
- ・ 自主的な緑化活動、環境活動に対して支援します。

【新たな施策】

- ・ 緑化推進について自治会や商店会等の団体などの協力、参加の要請に努めます。